

令和8年度 食のアップサイクル商品普及啓発事業業務委託【消費者向け】

仕様書

- 1 業務委託の名称 令和8年度食のアップサイクル商品普及啓発事業業務委託【消費者向け】
- 2 業務実施期間 契約締結の日から令和9年1月31日まで
- 3 予算上限額 金1,750,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 委託業務内容

消費者向けの未利用食材を活用した食のアップサイクル商品の普及啓発に必要な業務及び実績報告を行う。なお、この仕様書に定めるもののほか、実施に当たり疑義を生じた場合は、委託者と受託者双方で協議のうえ決定する。

項目		内容	
1	セミナーの開催	食のアップサイクル商品の知識向上を目的とし、アップサイクルの基礎知識や製造プロセス、その意義を深掘りし、アップサイクル商品に変わる仕組みや実際のアップサイクル商品を紹介するセミナーを開催すること。	
		実施時期	秋頃（10月の「食品ロス削減月間」前後）
		実施回数	3回以上
		実施場所	東部・中部・西部
		人数	1回につき20名程度（合計60名）
	対象	現役世代（特に若年層や女性等）	
2	動画等を活用したSNSによる啓発	食のアップサイクルの基礎知識や製造プロセス、その意義が理解できる90秒以内の動画を作成し、SNSによる啓発を実施すること。	
3	体験型イベントの実施	アップサイクル食品（未利用食材の発生地及び販売者の住所地は静岡県内とする）の試食や購入が可能な体験型のイベントを実施すること。	
4	創意工夫の取組	未利用食材を活用したアップサイクル食品を社会に浸透させ、食品ロス削減につながる消費行動の改善を促すための効果的な創意工夫や事業周知の取組を提案し、予算の範囲内で実施すること。	
5	アンケート実施	本事業参加者にアンケートを実施し集計すること。	
6	実績報告	本業務の成果をまとめた業務実績報告書を提出すること。業務実績報告書には、業務の実績やアンケート結果のほか、結果を踏まえ、事業をよりブラッシュアップし、行動変容を促すための提案なども記載すること。	

5 成果品

- (1) アンケート及び集計結果 1部
- (2) 業務実績報告書 1部（A4版）
- (3) 上記の電子データ 1式（Excel及びWord形式）

6 その他留意事項

- (1) 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。
- (2) 個人情報保護法（平成15年法律第57条）及び静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）の遵守等、個人情報の管理には十分留意すること。
- (3) 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせないこと。ただし、委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 業務実施期間中は、主任担当者を置き、常時、連絡が取れる体制をとること。